

## 香川県立保健医療大学評議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則第36条第5項の規定に基づき、香川県立保健医療大学評議会（以下「評議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 評議会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、副学長がその職務を代理する。

(会議の成立及び議事)

第3条 評議会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 評議会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 評議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該会議を公開しないことができる。

(1) 当該会議において、香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されなくなると認められる場合

(構成員以外の者の出席)

第5条 学長は、必要に応じ、構成員以外の者の評議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

第6条 評議会は、議事について議事録を作成する。

(庶務)

第7条 評議会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月18日から施行する。